

# 高知市職員採用資格試験 試験案内

## 通年募集

### 医師（保健所長候補）

令和8年5月1日

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号  
高知市 総務部 人事課

☎ 代表（088）822-8111  
直通（088）823-9410

ホームページ：<https://www.city.kochi.kochi.jp/>

## 高知市では医師（保健所長候補）を通年募集しています！

保健所の仕事を通じて、市民のいのちと暮らし、健康を守りたいという、  
熱意あふれる医師を募集しています！！

### 【保健所医師の業務内容】

- 1 健康づくりに関する会議を開催
- 2 食中毒発生時や措置入院時、感染症発生時の対応を検討
- 3 災害時医療救護活動の推進
- 4 市民ボランティアの養成や職員への研修
- 5 県や関係団体との連絡調整
- 6 高知大学との連携
- 7 実習学生や研修医の教育
- 8 性感染症検査の結果返し
- 9 指定感染症届出書類の確認と分析
- 10 医療機関への立入調査
- 11 国民・健康栄養調査（医師問診）

☎ まずは、お気軽に人事課（☎直通 088-823-9410）までお問い合わせください。試験の実施日や場所等について別途お知らせします。

## 1 試験区分・採用予定人員・職務内容及び受験資格

| 試験区分               | 採用予定人員 | 職務内容                          | 受験資格   |
|--------------------|--------|-------------------------------|--|
| 医師<br>(保健所<br>長候補) | 1名程度   | 保健所に勤務し、主に公衆衛生に係る専門的業務に従事します。 | <p>下記のすべての条件を満たす人</p> <p>①昭和42年4月2日以降に生まれた人で、医師法による医師免許を有する人（ただし、平成16年4月1日以後に医師免許を申請し、医師免許を取得した人にあつては、令和9年3月末日までに医師法第16条の2の臨床研修を修了した人又は修了見込みの人）</p> <p>②地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有する人又は採用後に国立保健医療科学院の養成訓練課程を受講できる人</p> |

(注)

上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

### 【地域保健法施行令(抜粋)】

第四条 保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 二 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者

## 2 給料（令和8年4月1日現在）

初任給は、職務経験年数、最高学歴等を考慮して一定の基準に基づき決定されます。このほか、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

採用に当たっては、保健所長（副部長級）としての任用を予定していますが、地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有さず、採用後に国立保健医療科学院の養成訓練課程の受講を要する場合は、異なる下位の職（課長級）に任用されます。

### 【モデル：医師勤務歴25年（50歳）保健所長（副部長級）】

|         |                  |
|---------|------------------|
| 給料月額    | 529,100 円/月      |
| 管理職手当   | 82,200 円/月       |
| 地域手当    | 97,808 円/月       |
| 初任給調整手当 | 233,800 円/月      |
| 期末勤勉手当  | 約 3,300,000 円    |
| 年収モデル   | 約 14,600,000 円/年 |

別途、住居手当、通勤手当等を支給

※ 初任給調整手当は医師登録からの年数に応じて支給され、年数に応じ通減します。

※ 初年度の期末勤勉手当は、正職員の在職期間に応じて減額調整されます。

※ 地域手当について、採用後の勤務初月は支給されません。

## 3 勤務時間・休日、休暇等

- (1) 勤務時間 原則午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間）
- (2) 休日、休暇 土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始  
年次有給休暇（年20日、4月採用の場合は初年度15日）のほか、  
夏季休暇（5日）等の特別休暇や介護休暇等の制度があります。

## 4 試験内容

| 試験種目 | 内容                                |
|------|-----------------------------------|
| 個人面接 | 主として人物の人柄や性格、専門的知識についての個別面接を行います。 |

## 5 その他

- (1) 地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有さない場合は、採用後、公衆衛生行政について必要な知識が習得できるよう国立保健医療科学院の養成訓練課程を受講していただく予定です。
- (2) この試験において提出される書類等は、一切返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、登載の日から1年間（本人の状況によっては削除されることがあります。）高知市職員として採用の資格が与えられます。

なお、採用予定日は、原則として令和9年4月1日以降ですが、欠員等の状況により採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取消します。

- (2) こどもと接する業務の従事者については、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

また、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、最終合格者に対して、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

- (3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

※条件付採用期間は、勤務状況等により、最長1年まで延長する場合があります。